

麻生区災害対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、麻生区地域防災計画に基づき、関係団体と区役所が麻生区における防災に関する協議、検討を行うとともに、情報の共有を図るため、区役所、区内関係事業者・団体等によって構成する麻生区災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 地域防災力向上の取組及び連携に関すること
- (2) 地域防災力向上のための情報の共有
- (3) その他必要な事項

(構成等)

第3条 連絡協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

- 2 連絡協議会の座長は麻生区長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、座長が指名する者を選任する。
- 4 座長は、必要と認める場合は、連絡協議会に関係者、関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 連絡協議会は、必要に応じて座長が招集する。

(部会)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、麻生区役所危機管理担当に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

別表1 (第3条関係)

分野		構成団体	分野		構成団体
地 域	1	麻生区町会連合会	医 療	34	社団法人川崎市医師会(麻生区)
	2	麻生区自主防災組織連絡協議会		35	社団法人川崎市歯科医師会(麻生区)
	3	麻生区民生委員児童委員協議会		36	社団法人川崎市薬剤師会(麻生区)
	4	川崎市立中学校(麻生区)		37	公益社団法人川崎市看護協会
	5	川崎市立小学校(麻生区)		38	麻生区赤十字奉仕団
	6	神奈川県立麻生高等学校		39	麻生総合病院
	7	神奈川県立麻生総合高等学校		40	たま日吉台病院
	8	神奈川県立麻生養護学校		41	新百合ヶ丘総合病院
	9	学校法人桐光学園	交 通	42	小田急電鉄株式会社 新百合ヶ丘駅
	10	学校法人調布学園 田園調布学園大学		43	小田急バス株式会社 登戸営業所
	11	学校法人東成学園 昭和音楽大学		44	川崎市交通局 鷺ヶ峰営業所
	12	学校法人神奈川映像学園 日本映画大学	道 路 ・ 建 設 ・ ラ イ フ ラ イ ン	45	東京電力株式会社 川崎支社
	13	学校法人和光学園 和光大学		46	東京ガス株式会社 川崎支店
	14	学校法人明治大学		47	社団法人神奈川県エルピーガス協会 川崎北支部
	15	学校法人玉川学園 玉川大学		48	株式会社NTT東日本一南関東 川崎支店
	16	麻生区PTA協議会		49	日本郵便株式会社 麻生郵便局
	17	川崎市公立保育園(麻生区)		50	一般社団法人神奈川県トラック協会 川崎サービスセンター
	18	川崎市私立保育園(麻生区)		51	社団法人川崎建設業協会特設作業隊(麻生作業隊)
	19	麻生区商店街連合会		52	川崎市造園建設業協同組合 多摩・麻生道路公園センター作業隊
支 援	20	麻生区社会福祉協議会	53	神奈川県石油業協同組合 川崎北支部	
	21	社団法人川崎市食品衛生協会 麻生区食品衛生協会	54	川崎市上下水道局 北部下水道管理事務所	
	22	ヤナギ建工株式会社	55	川崎市上下水道局 第3配水工事事務所	
	23	三田調温工業株式会社	56	川崎市上下水道局 麻生水処理センター	
	24	株式会社アーネスト	57	川崎市環境局 多摩生活環境事業所	
	25	有限会社タカハシレーシング	58	川崎市環境局 王禅寺処理センター	
施 設	26	新百合トウェンティワン	行 政	59	神奈川県警察麻生警察署
	27	ホテルモリノ新百合丘		60	川崎市消防局 麻生消防署
	28	株式会社イトーヨーカ堂 新百合ヶ丘店		61	麻生消防団
	29	イオンリテール株式会社 イオン新百合ヶ丘店		62	川崎市財政局 しんゆり市税事務所
	30	株式会社OPA 新百合丘オーパ		63	川崎市麻生区役所
	31	川崎市アートセンター			
	32	麻生スポーツセンター			
	33	麻生文化センター(市民館・図書館)			